

## (2) 海事科学研究科後期課程研究成果発表会実施要領

平成 18 年 12 月 13 日制定

平成 19 年 2 月 9 日改正

### 1. 発表者の要件と発表会の開催時期

- (1) 後期課程学生は 3 年次にこれまでの研究成果について研究成果発表会（以下「発表会」という。）を行わなければならない。ただし、早期修了を希望する者は 1 年次又は 2 年次に行うものとする。
- (2) 発表会における発表者は、後期課程に 2 年以上在学し、かつ、修了所要単位 10 単位のうち、選択 6 単位（先端融合科学特論Ⅱ-a/Ⅱ-b 又は他研究科授業科目から 2 単位を含む）以上を修得している者でなければならない。
- (3) 発表会は各コースに相当する講座（以下「相当講座」という。）単位で実施し、毎年、原則として次に掲げる時期に発表会を開催するものとする。
  - ア 4 月入学者については、3 年次の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間、ただし早期修了を希望する者は 1 年次の 3 月 1 日から 2 年次の 4 月 30 日までの間
  - イ 10 月入学者については、3 年次の 10 月 1 日から 10 月 30 日までの間、ただし早期修了を希望する者は 1 年次の 9 月 1 日から 2 年次の 10 月 30 日までの間

### 2. 研究成果報告書の提出

該当する学生は、次に掲げる時期に研究成果発表届（別紙様式 1）を研究科長に提出するとともに、指導教員を通して所属する相当講座の主任（以下「講座主任」という。）に研究成果報告書（別紙様式 2）を提出するものとする。

ア 前項(3)アの該当者は、2 月 15 日から 2 月 28 日までの間

イ 前項(3)イの該当者は、8 月 15 日から 8 月 31 日までの間

### 3. 発表会の開催手続及び方法

講座主任は、発表会開催の日時、場所及び発表者氏名と研究題目を開催の 1 週間以上前に発表者の指導教員に通知するとともに、相当講座の全教員及び当該コースの学生に周知する。

発表会は講座主任が実施する。発表時間は、質疑応答を含めて 1 人当たり 30 分から 1 時間の範囲内で各相当講座が決める。

聴講派遣学生又は研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができる前号により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に講座主任を通して、特例発表届（別紙様式 3）を研究科長に提出しなければならない。

### 4. 研究成果発表認定書の提出

指導教員は、発表会終了後 1 週間以内に研究成果発表認定書（別紙様式 4）を講座主任に提出する。講座主任は、当該相当講座に係る研究成果発表認定書をとりまとめ、発表会終了後 2 週間以内に研究科長に提出する。

## 5. 学位論文の提出

学生は、発表会で発表を行ったことの認定を受けた後、論文作成のための期間として6ヶ月以上経なければ、学位論文を提出することができない。

## 6. その他

- (1) 転入学者・再入学者は、発表会をする必要はない。
- (2) 2年6ヶ月で修了する予定の者は、早期修了できない場合も考慮して、研究経過発表会をしておくことが望ましい。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成22年2月5日から施行する。

### 附 則

1. この内規は、平成25年4月1日から施行する。
2. この内規施行の際、現に在学する者については、なお従前の例による。

### 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この要領施行の際、現に在学する者については、3.を除きなお従前の例による。